１．趣旨

扶桑町にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）及び扶桑町にぎわい創出発信事業交付金（以下「交付金」という。）については、扶桑町において自主的かつ主体的ににぎわいを創出しようとするものに、町の定める予算の範囲内において経費の一部を補助することを目的とします。

２．定義

（１）創 出 型：扶桑町内においてにぎわいを創出する事業
（２）発 信 型：ソーシャルネットワーキングサービス（以下「ＳＮＳ」という。）を活用して扶桑町を町内外へ発信し、ＳＮＳ上においてもにぎわいを創出する事業
（３）創出型ａ：町の指定する日に実施される創出型と発信型を併せて行う事業で、公募型プロポーザル審査（以下「プロポーザル審査」という。）において採択されたもの
（４）創出型ｃ：創出型のみ行う事業で、プロポーザル審査において採択されたもの

※発信型ａについては、創出型ａに付随する交付金の種別を示しています。
※今年度は創出型ｂの募集は行いません。

・・・・・・・・・事業実施等・・・・・・・・・

３．開催時期及び開催場所

区　分	創出型ａ	創出型ｃ
開催日	令和９年 １０月１７日（日）	主催団体任意 （令和１０年３月１０日まで）
会　場	町が指定する場所	主催団体任意 （扶桑町内）

※希望場所が公共施設の場合、町の行事等が重複している場合がありますので、プロポーザル参加申込書提出前に地域協働課へ確認してください。
※実績報告書の提出期日を考慮した開催日としてください。
※創出型ａの開催日の変更はできません。（上記開催日を含む複数回の開催は可）
会場を町が指定する場所から変更する場合、必ず扶桑町内で開催してください。
※創出型ａの会場については地域協働課へお問い合わせください。（令和８年度は扶桑町総合グラウンド及び扶桑町総合体育館～免疫ケアで健康習慣を～で実施。）
※原則会場準備は事業実施前日および当日とします。

－会場例－		
扶桑町総合体育館 ～免疫ケアで健康習慣を～	扶桑町役場駐車場	木曽川扶桑緑地公園
扶桑町中央公民館	扶桑文化会館	商業施設（町内）
補助事業者や関係者の 所有地（町内）など	※開催内容や日程等条件が整った場合のみ 借用可とします。	

４．事業実施方法

プロポーザルの評価項目に影響するものもあるため、必ず確認してください。

（１）飲食事業は原則屋外で行ってください。（会場により要相談）

（２）準備から運営、撤収まで全て補助事業者の責任で事業を実施してください。ただし、公共施設の利用方法や借用備品など必要な情報については、必ず地域協働課へ情報共有してください。

（３）事業内で出た廃棄物は補助事業者において処理してください。また、リサイクル及び分別を適切に行ってください。

（４）物品購入や業務委託等においては、積極的に町内事業者を利用してください。

（５）積極的に町内団体及び町内事業者を事業参加させてください。団体募集でお困りの場合は、地域協働課または住民活動支援センターへ相談してください。

（６）交通規制や会場周辺の道路使用については、関係機関において必ず所定の手続きをし、交通安全に注意して誘導等を行ってください。また、誘導等の人員も十分に確保し、警備業法を確認の上、必要に応じて有資格者及び専門警備員を配置してください。

（７）事業実施前には、会場周辺の住民へ必ず事業実施の旨を周知してください。大きな音を出す場合や多くの車両が通行することが想定される場合は特に注意してください。

（８）町内外問わず集客できる事業となるよう検討してください。

（９）町の PR（名産品等）とプロモーションムービーの放映ができる場所及び電源を確保してください。（ブース運営は町が実施）

（10）作成するチラシ・ポスター等の広告媒体には、本補助金を活用している旨を必ず記載してください。

【記載例】当イベントは「令和９年度扶桑町にぎわい創出事業補助金」を受けた事業です。

（11）動員予定数に見合った駐車場を確保してください。公共施設の駐車場を利用する場合は、地域協働課へ連絡してください。

（12）広報例は次ページのとおりです。なお、SNSやインターネットを利用しない人にも幅広く周知できる方法を検討してください。

－町による広報例－		
町ホームページ	ひまわり安心 情報メール	広報ふそう 記事掲載
広報ふそう 折込チラシ※	公式SNS （X・LINE・YouTube）	チラシ・ポスター 公共施設掲載
記者発表	事業規模や他のにぎわい創出事業との公平性を鑑み、町と補助事業者で協議の上、決定します。	

※チラシの納品までは補助事業者の負担となります。

－補助事業者による広報例－		
各種SNS	新聞折込チラシ	放送事業
フリーペーパー	貼り紙	
広報に使用する媒体の指定はありませんが、 炎上商法やネガティブ投稿は禁止とします。		

・・・・・・・・・補助対象事業等・・・・・・・・・

５．補助割合及び補助上限額

補助区分	補助割合	補助上限額
創出型ａ	補助対象経費の８／１０	２４０万円
創出型ｃ	補助対象経費の１０／１０	５０万円

※新規事業、継続事業（令和８年度までの事業）に関わらず対象とします。

６．補助対象外事業

（１）町が実施する事業と実施内容が重複する事業
（２）行政機関から別の補助金または交付金を受けている事業
（３）政治的、宗教的な活動と認められる事業
（４）特定の町民または団体等への利益増進（宣伝等）となる事業

７．補助対象者

（１）扶桑町住民活動及び協働の推進に関する条例第１０条の規定により登録している団体（以後「住民活動団体」という。）

（２）その他町長が認めるもの

※（１）については、「①５人以上の会員を有すること②主たる活動の拠点が町内であること、または活動が町内で行われていること③代表者及び運営の方法が規約または、会則で定められていること」の全ての条件を満たす団体を指します。

※住民活動団体未登録の場合は、必ず団体登録を行ってください。

※上記（１）（２）に関わらず、扶桑町暴力団排除条例（平成２４年扶桑町条例第３号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は補助対象者としません。

個人や団体が集まり新たに実行委員会を形成し、住民活動団体として登録することも可能です。

８．補助対象経費

経費区分	内 容
謝礼	講師謝礼、出演料
消耗品費	事務用品、消耗品、材料費
印刷製本費	コピー代、チラシ及びパンフレット等印刷費
使用料及び賃借料	会場使用料、資機材及びレンタカー等の借上料、駐車場使用料
委託料	委託料、会場警備費等
広告宣伝費	新聞（チラシの折込を含む）、インターネット等広告媒体にて宣伝する費用
食糧費	イベント従事者の食料及び飲料費（イベント当日に限る。酒類は対象外）
役務費	機材等の保険、その他イベントに関する損害保険料、クリーニング代、振込手数料、通信運搬費（切手、郵便料等）
その他町が認める経費	上記以外の経費が想定される場合は、必ず事前に相談すること。
＜備考＞　以下のものは補助対象外とします。 ・上記経費のうち団体等の運営又は事業所の経営の日常事務に要する経費 ・委託料の合計が事業費全体の１／２を超える場合、当該委託料全額	

※補助対象経費に計上する場合、必ず交付決定日以降に支出してください。交付決定日以前の支出は補助対象外とします。事業準備は交付決定日以前に開始しても構いません。

※実績報告時に補助対象経費の確認を行うため、事業に要した経費の領収書等は必ず保管してください。不足等がある場合は、補助対象外となる可能性があります。

※税抜き５万円以上の領収書には収入印紙の貼付が原則必要です。
※領収書の但し書きについて支払い先に記入をお願いして、用途が明確になるよう努めてください。
※補助対象経費に生じる１００円未満の端数は切り捨てるものとします。
※領収書等の例外として考えられるのは次の通りです。

（１）講師等に謝金を支払う場合
あらかじめ講師等に印鑑の持参を依頼し、謝金明細書等に受領印の押印を依頼する。
（２）消耗品等を現金で購入した場合
業者に領収書を発行してもらう。領収書がない場合はレシートでも可とする。
（３）業者等に口座振込をした場合
請求書とともに金融機関の領収印のある領収証書を保管しておく。
（４）インターネット上で購入した場合
支払明細等を保管しておく。

＜領収書等への必要項目＞
①発行日（領収日） ②発行者名 ③宛名 ④領収金額 ⑤取引内容
※宛名は必ず団体名または代表者名とする。

９．公募型プロポーザル審査

補助金公募型プロポーザル実施要領　参照

・・・・・・・・・・申請手続き等・・・・・・・・・・

１０．交付申請

交付申請をする際は、補助金交付申請書（様式第１）に以下の書類を添付して地域協働課へ提出してください。

（１）事業実施計画書（様式第２）
（２）収支予算書（様式第３）
（３）会場見取図等
（４）団体等構成員名簿（様式第４）
（５）その他町長が必要と認める書類
※プロポーザル審査時に提出している書類は提出不要です。

１１．前払請求及び着手届

交付申請後、補助金交付決定通知書（様式第５）を受け取った補助事業者は、補助金前

払請求書（様式第７）により、交付決定額の１０分の２以内の額を前払請求することができます。前払いが不要な補助事業者は、前払請求書の提出は不要です。
また、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内または事業実施日のいずれか早い日までに、補助金着手届（様式第８）を提出してください。
＜上限補助額で交付決定された場合の支払い例＞

補助区分	交付決定額	前払請求時（上限額）	実績報告時
創出型ａ	２４０万円	４８万円	１９２万円
創出型ｃ	５０万円	１０万円	４０万円

１２．計画変更・中止

次の項目に該当する場合は、必ず事前に地域協働課へ相談し、速やかに補助金計画変更・中止承認申請書（様式第９）を提出してください。

（１）事業内容の著しい変更をしようとするとき
（２）事業を中止しようとするとき
（３）総事業費が著しく減少するとき

※変更・中止等の内容により、交付した額の一部または全部を返還していただく可能性があります。交付決定額に変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更はこの限りではありません。また、計画変更による交付決定額の増額は不可とします。

※以下に該当する可能性がある場合は、事前に地域協働課と協議し開催日当日の午前７時までに中止の決定をし、広く周知してください。なお、下記により中止となった場合、それまでに支出した経費については補助対象経費とします。

・大雨、暴風等により開催日前日及び当日の天気が大きく崩れる場合
・感染症拡大等により人の密集が困難である場合
・熱中症警戒アラート及び特別警戒アラート等により外出の自粛が推奨される場合
・紛争・大規模災害等の緊急事態が発生した場合（開催日当日に発生した場合は即時中止）

※団体都合により中止した場合は、中止を決定した日までに支出した経費はすべて補助対象外とし、前払金を受領している場合は、その一部または全額を町へ返還するものとする。

１３．実績報告

補助事業者は、補助事業が終了した日もしくは町長が別に定める日の翌日から起算して３０日以内または当該年度の３月１０日（創出型ｃは３月３１日）のいずれか早い日ま

でに、補助金実績報告書（様式第１１）に以下の書類を添付して地域協働課へ提出してください。

（１）事業実施報告書（様式第１２）

（２）収支決算書（様式第１３）

（３）会場見取図

（４）事業当日の写真

（５）その他町長が必要と認める書類

※収支決算書とともに、補助対象経費の支出に係る領収書の写しを提出してください。（収入印紙の貼付等、領収書の取り扱いに関する事は、8.補助対象経費をご確認ください。）

※町長が別に定める日とは、１５．扶桑町にぎわい創出発信事業交付金の発信型における計測対象期間最終日を指します。

１４．補助金請求

実績報告書を提出し、補助金確定通知書（様式第１４）を受け取った補助事業者は、補助金請求書（様式第１５）を提出してください。

交付額は、確定通知書に記載の金額（前払請求をしている場合は、交付確定額から前払い分を差し引いた金額）となります。

１５．扶桑町にぎわい創出発信事業交付金

補助金において、創出型ａの交付決定を受けた補助事業者は、以下の事業区分及び算定方法に従って、交付金交付申請書（様式第１６）により、交付申請を行ってください。また、上記申請により交付決定を受けた補助事業者は、交付金請求書（様式第１８）により、交付金の請求を行ってください。

＜交付上限額＞

補助区分	交付金 事業区分	交付上限額	
創出型ａ	➡	発信型ａ	６０万円

＜交付金算定方法＞

投稿等※１に対する 表示回数等（件）	発信型ａ
６万～	６０万円
５．５万～	５５万円
５万～	５０万円

４．５万～	４５万円
４万～	４０万円
３．５万～	３５万円
３万～	３０万円
２．５万～	２５万円
２万～	２０万円
１．５万～	１５万円
１万～	１０万円
５千～	５万円

＜対象となるSNS及びカウント計測方法＞

（１）Instagram　（２）X（旧Twitter）

特定ハッシュタグ（※２）が付いた投稿等に対する表示回数（インプレッション※２）及び再生回数を計測します。特定ハッシュタグが付いていれば、補助事業者以外の投稿についても計測対象とします。

（３）YouTube

タイトルまたは説明欄に特定ハッシュタグを付けたすべての動画の再生回数を計測します。特定ハッシュタグが付いていれば、補助事業者以外の動画についても計測対象とします。

※１「投稿等」とは

扶桑町にぎわい創出発信事業交付金において、補助事業者が実施する上記のSNSにおける投稿を指します。

※２「ハッシュタグ」とは

キーワードやトピックスを分類するものとして多く使用されます。

※３「インプレッション」とは

SNS内での投稿等に対する表示回数を指します。

特定ハッシュタグ
町と協議の上決定します。また、過去に利用したハッシュタグを使うことはできません。
計測対象期間
最初の投稿日（令和９年４月１日以降）～事業実施日の翌日から起算して１４日後までとします。

＜留意事項＞

（１）本事業に関連する投稿のみ対象とします。

（２）交付金制度の趣旨を鑑み、可能な限り上限額を目指す事業計画としてください。

（３）プロポーザルで提出する企画提案書に SNS 事業の運用方法を記載してください。

（４）炎上商法やネガティブ投稿は禁止とします。

（５）実績報告の際に SNS 事業の実績がわかるものを添付してください。
様式は任意ですが、日別集計表等により、積算根拠が明確であることとします。

（６）特定ハッシュタグ以外のハッシュタグは、補助事業者の任意とします。

（７）一度計測対象とした投稿（動画）及びハッシュタグは、次年度以降の計測対象にすることはできません。重複して計測対象としたことが発覚した場合は、当該投稿を計測対象から除外します。

（８）本事業に関連しない投稿を計測対象としたことが発覚した場合は、当該投稿を計測対象から除外します。